

一、《專利審查指南》の修正背景

一、「專利審査の効率を向上させ、專利審査の質を改善する」という党中央國務院の指示精神の実行を徹底・実行し、革新主体に対し專利出願の質を向上させるように誘導し、有益な審査実践経験を固定化させること。

二、経済科学技術の急速な発展による專利保護と專利審査批准要求、および社会の審査業務サービスに対する水準向上要求に積極的に対応し、專利審査制度を改善すること。

三、審査関連事務を更に規範化し、現行『指南』の專利出願事項に関する不明瞭な、不合理な部分を明確にし、最適化すること。

二、主な修正内容の説明

(一) 發明專利出願の方式審査に関する内容の修正（第一部分第一章第5. 1. 1、6. 7. 2. 2節）

1. 再度分割出願の提出時間を明確化（第5. 1. 1節（3））
2. 分割出願の出願人の関連規定を修正（第5. 1. 1節（4））
3. 権利移転に関する証明書類の規定を修正（第6. 7. 2. 2節（2））

(二) グラフィカルユーザインターフェースに関する製品の意匠に関連する内容の修正（第一部分第三章第4. 2、4. 3節，新たに追加された第4. 4節）

既存の審査規定をグラフィカルユーザインターフェースの製品意匠の発展トレンドに適用させると同時に、審査官及び出願人が使用しやすいよう、既存の審査規定をより実施しやすいものにする。

(三) 發明專利出願の実体審査に関する内容の修正（第二部分第四章第3. 2. 1. 1、6. 4節，第八章第4. 2、4. 10. 2. 2節）

專利審査の質と効率を向上させ、質の高い專利出願へと誘導し、專利事業の質の高い発展を促進するため、發明專利出願の実体審査に関する内容を修正する。

特に、社会的なニーズに応えるため、審査官が進歩性を評価する際の公知常識の引用を規範化し、出願人が審査官が引用した公知常識に異議を申立てるならば、審査員はまず、該当する証拠を提示して証明するか、その理由を説明しなければならない。請求項において

技術的問題の解決に貢献した技術的特徴を公知常識として認定する場合、審査官は、通常証拠を提示して証明しなければならない（第二部分第八章第4.10.2.2節（4））。

（四） 検索に関する内容の修正（第二部分第七章第2、5、6、8.1、10、12節）

審査実践において総括した検索についての有益な経験を固定化し、審査官の検索パフォーマンスを向上させるため、「指南」第二部分第七章を修正する。

（五） 面接、電話討論に関する内容の修正（第二部分第八章第4.11、4.12、4.13節）

1. 電話討論及び其他方式の関連規定を修正（第4.11、4.13節）

審査官の出願人とのコミュニケーション効率を向上させ、審査官の発明や従来技術への理解を促進し、審査品質と効率を向上させるため、今回の修正で電話討論の制限を緩和した。

このほか、審査官が出願人とコミュニケーションを取りやすいよう、テレビ会議やEメールなどを審査官と出願人とが討論を行う方式として新たに追加した。

これに応じて、審査官に不要な負担がかかることを避けるため、審査官に対して電話でのやりとりを記録して保存することを強制的には求めない。

今回の修正では、前記討論中に審査官が同意した補正内容に対して、出願人はいずれも補正された書類を正式に提出しなければならないことも明確化した。

2. 面接に関する規定を修正（第4.12節）

審査官と出願人の意思疎通を促進し、双方の相互理解を増進させ、専利審査の質と効率を向上させるため、今回の修正では、「問題を解決し、不一致を解消し、理解を深める」という面接実施の原則を更に明確化した。また、不要な面接が審査に影響することを避けるため、審査官が出願人の面接要求を拒否できる状況についても列挙した。

また、面接の実施時期についても制限を緩和した。現行の「指南」は、面接の実施期間を、1回目の審査意見通知書が出された後としているが、審査の実践では1回目の審査意見通知書が出される前に、面接を実施する必要がある。従って、今回の修正では、審査官

および出願人は、実質的な審査手続きのどの段階であっても、面接の要求または要請ができるとした。

(六) ヒトの胚性幹細胞に関する内容の修正（第二部分第一章第3.1.2節、第二部分第十章第9.1.1節）

近年、ヒトの胚性幹細胞技術の急速な発展に伴い、一部の革新主体によるヒトの胚性幹細胞技術に対する専利保護要求が日増しに高まっている。この傾向と要求に応じて、国内の関連法規制を調査し、海外の特許庁の関連規定を参考にした上で、今回の「指南」修正において、「体内発育を経ていない受精14日以内のヒトの胚性分離又は幹細胞を得る技術」については、社会道徳に違反することを理由に完全に排除してはならないとした。

(七) 無効審判請求手続きに関する内容の修正（第四部分第三章第3.3節）

請求人の請求権を損なうことなく、請求人が各種証拠の具体的な結合方式を全面的に説明する負担を軽減し、事件の争点を明らかにし、審査の質と効率を高め、双方の紛争を速やかに解決し、双方の当事者の利益を保障するために修正を行う。

(八) 専利出願（発明、実用新案、意匠）の審査手続きに関する内容の修正（第二部分第八章第3.4節、新たに追加された第五部分第七章第8節）

1. 専利出願（発明、実用新案、意匠）の審査順番に関する規定（第二部分第八章第3.4節、第五部分第七章第8節）
2. 同日出願における発明専利出願は優先審査されないことを明確化（第五部分第七章8.2節）
3. 審査の延期手続きを増設（第五部分第七章8.3節）

「『十三五』国家知識産権保護・運用計画の重点任務分担方案」における「審査期間管理を改善し、革新主体の多様化ニーズに対応する」という要求を実行するため、現行の「指南」第五部分第七章に第8.3節を追加し、審査延期手続きを導入し、審査延期請求の時期と審査の延期期限を明確に提示した。発明専利出願の審査延期請求の期限は、実体審査請求の提出と同時であり、発明専利出願の審査延期請求は、実体審査請求の効力が生じた日より効力が生じることを明確化した。実用新案と意匠の審査延期請求は、出願人が実用新案又は意匠出願を提出するのと同時に提出されなければならない。延期

期限は出願人の請求により1年、2年又は3年とする。「必要に応じて」、専利局は、審査プロセスを自主的に開始し、出願人が提出した審査延期請求を未提出と見なすことができるものとする。この中の、「必要に応じて」とは、通常、国益や公共の利益に影響を及ぼす専利出願を指すが、国务院専利行政部門は、この専利出願の延期を職権で停止し、通常の審査プロセスに入るか、または自主的に処理することができる。

(九) 費用納付情報の補完に関する修正 (第五部分第二章第7節)

<p style="text-align: center;">《専利審査指南》 (2010年2月1日より施行)</p>	<p style="text-align: center;">意見募集稿 (修正草案)</p>
<p>第一部分第一章</p> <p>5. 1. 1 (3) 分割出願の提出日</p> <p>ただし、分割出願に単一性の欠陥があるため、出願人が審査官の審査意見に基づき再度分割出願をする場合は例外とする。このような例外の場合、出願人は再度分割出願をすると同時に、単一性の欠陥が指摘された審査官による審査意見通知書または分割通知書のコピーを提出しなければならない。上記規定に合致した審査意見通知書または分割通知書のコピーを提出しなかった場合は、例外として取り扱うとできない。上記規定を満たさないものに対して、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間が経過しても補正されない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行する。出願人が補正した後も尚規定に合致しない場合、審査官は分割出願が未提出とみなす通知書を発行し案件終了の処理を行う。</p>	<p>第一部分第二章</p> <p>5. 1. 1 (3) 分割出願の提出日進歩性</p> <p>ただし、分割出願に単一性の欠陥があるため、出願人が審査官の審査意見に基づき再度分割出願をする場合は例外とする。このような例外の場合、再度分割出願の提出日は、単一性の欠陥が存在する分割出願に基づき審査を行わなければならない、規定に合致しない場合、分割できない。出願人は再度分割出願をすると同時に、単一性の欠陥が指摘された審査官による審査意見通知書または分割通知書のコピーを提出しなければならない。上記規定に合致した審査意見通知書または分割通知書のコピーを提出しなかった場合は、例外として取り扱うとできない。上記規定を満たさないものに対して、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間が経過しても補正されない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行する。出願人が補正した後も尚規定に合致しない場合、審査官は分割出願が未提出とみなす通知書を発行する。し案件終了の処理を行う。</p>
<p>5. 1. 1 (4) 分割出願の出願人と発明者</p> <p>分割出願の出願人は原出願の出願人と同一でなければならない。同一でない場合は、出願人変更の証明材料を提出しなければならない。分割出</p>	<p>5. 1. 1 (4) 分割出願の出願人と発明者</p> <p>分割出願の出願人は分割出願時の原出願の出願人と同一でなければならない。同一でない場合は、出願人変更の証明材料を提出しなければならない。</p>

<p>願の発明者も原出願の発明者或いはその中の一部の発明者でなければならない。本規定を満たさないものに対して、審査官は補正通知書を発行して、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間内に補正しなかった場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。</p>	<p><u>分割出願に対して再度分割出願を提出する出願人は、当該分割出願の出願人でなければならない。規定に合致しない場合、審査官は分割出願が未提出とみなす通知書を発行しなければならぬ。</u></p> <p><u>原出願の出願人が原出願の出願権（又は専利権）を譲渡する必要がある場合、原出願の書誌事項変更手続きが合格した後に、再度分割出願を提出しなければならない。分割出願の出願人が当該分割出願の出願権（又は専利権）を譲渡する必要がある場合、分割出願の提出と同時或いはその後に、書誌事項変更手続きを行わなければならない。</u></p> <p>分割出願の発明者もは原出願の発明者或いはその中の一部の発明者でなければならない。<u>分割出願に対して再度分割出願を提出する発明者は、当該分割出願の発明者或いはその中の一部の発明者でなければならない。</u>本規定を満たさないものに対して、審査官は補正通知書を発行して、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間内に補正しなかった場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。</p>
<p>第一部分第一章 6. 7 書誌事項の変更 6. 7. 2. 2 専利出願権（又は専利権）の移転</p> <p>(2) 出願人（又は専利権者）は権利の譲渡又は贈与による権利の移転が発生したために変更請求を提出する場合、譲渡又は贈与契約を提出しなければならない。当該契約は事業体が締結したものである場合、事業体の公印又は契約専用印を押さなければならない。公民が締結した契約は、本人が署名又は捺印しなければならない。複数の出願人（又は専利権者）がいる場合、権利者全員が譲渡又は贈与を同意する旨の証明資料を提出しなければならない。</p>	<p>第一部分第一章 6. 7 書誌事項の変更 6. 7. 2. 2 専利出願権（又は専利権）の移転</p> <p>(2) 出願人（又は専利権者）は権利の譲渡又は贈与による権利の移転が発生したために変更請求を提出する場合、<u>双方が署名または捺印した譲渡又は贈与契約を提出しなければならない。必要に応じて、審査官は双方の主体資格を確認しなければならない。双方の主体資格を確認する必要がある場合とは、例えば、当事者が専利出願権（又は専利権）を譲渡又は贈与することに異議がある場合、当事者が行った専利出願権（又は専利権）の譲渡手続きにおいて、複数回提出した証明書類が矛盾している場合、譲渡又は贈与協議の中で、出願人又は専利権者の署名又は捺印と案件における署名又は捺印が一致しない場合などである。</u>当該契約は事業体が締結</p>

	<p>したものである場合、事業者の公印又は契約専用印を押さなければならない。公民が締結した契約は、本人が署名又は捺印しなければならない。複数の出願人（又は専利権者）がいる場合、権利者全員が譲渡又は贈与を同意する旨の証明資料を提出しなければならない。</p>
<p>第一部分第三章 4. 2 意匠の図面又は写真 グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠については、全体製品の意匠図を提供しなければならない。グラフィカルユーザインターフェースが動的図案である場合、出願人は少なくとも1つの状態を表す前記全体製品の意匠図を提供すべきであって、その他の状態については、キーフレームの図面だけを提供すればよいとする。提供される図面は、動的図案における動画の変化傾向を唯一確定できるものでなければならない。 4. 3 簡単な説明 (7) グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠専利出願については、必要に応じて、グラフィカルユーザインターフェースの用途、製品におけるグラフィカルユーザインターフェースの区域、ヒューマンコンピュータインタラクティブモード及び変化状態などを説明する。 (以上は、2014年第68号の専利審査指南修正に関する決定における内容)</p>	<p>第一部分第三章 4. 2 意匠の図面又は写真 グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠については、全体製品の意匠図を提供しなければならない。グラフィカルユーザインターフェースが動的図案である場合、出願人が少なくとも1つの状態を表す前記全体製品の意匠図を提供すべきであって、その他の状態については、キーフレームの図面だけを提供すればよいとする。提供される図面は、動的図案における動画の変化傾向を唯一確定できるものでなければならない。 4. 3 簡単な説明 (7) グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠専利出願については、必要に応じて、グラフィカルユーザインターフェースの用途、製品におけるグラフィカルユーザインターフェースの区域、ヒューマンコンピュータインタラクティブモード及び変化状態などを説明する。 <u>4.4 グラフィカルユーザインターフェースに関する製品の意匠</u> <u>グラフィカルユーザインターフェースに関する製品の意匠とは、製品設計の要点にグラフィカルユーザインターフェースが含まれる設計のことである。</u> <u>4.4.1 製品の名称</u> <u>グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠名称は、グラフィカルユーザインターフェ</u></p>

ースの主な用途とそれが応用される製品を表し、通常は「グラフィカルユーザインターフェース」というキーワードが必要であり、動的グラフィカルユーザインターフェースの製品名称には「動的」というキーワードが必要である。例えば「グラフィカルユーザインターフェースを備えた冷蔵庫」、「携帯の天気予報動的グラフィカルユーザインターフェース」などである。

「ソフトウェアグラフィカルユーザインターフェース」、「操作グラフィカルインターフェース」など、「グラフィカルユーザインターフェース」という名称を単なる製品名称として使用してはならない。

4. 4. 2 意匠の図面又は写真

グラフィカルユーザインターフェースの製品の意匠は本部分第三章第4. 2節の規定を満たさなければならない。設計要点がグラフィカルユーザインターフェースのみにある場合、グラフィカルユーザインターフェースが係わっている面の正投影図だけを提供しても良いとする。図面は、グラフィカルユーザインターフェースが適用される製品の種類を明確に表示しなければならず、グラフィカルユーザインターフェースの設計及びその製品内の大きさ、位置および比例関係についても明確に表示しなければならない。

グラフィカルユーザインターフェースが動的図案の場合、出願人は少なくとも1つの状態を表すグラフィカルユーザインターフェースが係わっている面の正投影図を正面図として提出すべきであって、その他の状態については、グラフィカルユーザインターフェースのキーフレームの図面だけを変化状態図として提供すればよいとする。提供される図面は、動的図案における動画の完全な変化傾向を唯一確定できるものでなければならない。変化状態図を表記する場合、動的変化過程の順に応じて表記しなければならない。

投影デバイス等のグラフィカルユーザインター

	<p><u>フェースの製品の意匠に関しては、明確な投影デバイスの図面およびグラフィカルユーザインターフェースの図面を提出しなければならない。</u></p> <p>4. 4. 3 簡単な説明</p> <p><u>グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠は、簡単な説明の中で、グラフィカルユーザインターフェースの用途を明確に説明し、製品名称で示される用途に対応するものでなければならない。必要に応じて、製品におけるグラフィカルユーザインターフェースの区域、ヒューマンコンピュータインタラクティブモード及び変化状態などを説明しても良いとする。</u></p>
<p>第二部分第四章</p> <p>3. 2. 1. 1 判断方法</p> <p>保護を請求する発明が従来技術に比べて自明的であるかどうかを判断するには、通常は以下に挙げられる3つの手順に沿って行って良いとする。</p> <p>(1) 最も近似した従来技術を確定する ……</p> <p>(2) 発明の区別される特徴及び発明で実際に解決する技術的問題を確定する</p> <p>審査において、発明で実際に解決する技術的問題を客観的に分析し、確定しなければならない。そのため、まずは保護を請求する発明が最も近似した従来技術に比べて、どんな区別される特徴があるかを分析し、それからこの区別される特徴で達成できる技術的效果に基づき、発明で実際に解決する技術的問題を確定しなければならない。この意味で言えば、発明で実際に解決する技術的問題とは、より良好な技術的效果を得るために最も近似した従来技術に対し改善する必要がある技術的任務を言う。</p> <p>……</p> <p>改めて確定した技術的問題は、おそらく各発明の具体的な状況により定める必要がある。その分</p>	<p>第二部分第四章</p> <p>3. 2. 1. 1 判断方法</p> <p>保護を請求する発明が従来技術に比べて自明的であるかどうかを判断するには、通常は以下に挙げられる3つの手順に沿って行って良いとする。</p> <p>(1) 最も近似した従来技術を確定する ……</p> <p>(2) 発明の区別される特徴及び発明で実際に解決する技術的問題を確定する</p> <p>審査において、発明で実際に解決する技術的問題を客観的に分析し、確定しなければならない。そのため、まずは保護を請求する発明が最も近似した従来技術に比べて、どんな区別される特徴があるかを分析し、それから、<u>保護を請求する発明における</u>、この区別される特徴で達成できる技術的效果に基づき、発明で実際に解決する技術的問題を確定しなければならない。この意味で言えば、発明で実際に解決する技術的問題とは、より良好な技術的效果を得るために最も近似した従来技術に対し改善する必要がある技術的任務を言う。</p> <p>……</p> <p>改めて確定した技術的問題は、おそらく各発明の具体的な状況により定める必要がある。その分野の技術者が当該出願の明細書の記載内容からその技</p>

<p>野の技術者が当該出願の明細書の記載内容からその技術的効果を知り得るものなら、原則としては、発明の如何なる技術的効果でも改めて確定した技術的問題の基礎となることができる。</p> <p>(3) 保護を請求する発明がその分野の技術者にとって自明的であるかどうかを判断する</p> <p>.....</p>	<p>術的効果を知り得るものなら、原則としては、発明の如何なる技術的効果でも改めて確定した技術的問題の基礎となることができる。<u>機能上で相互に支持し合い、相互作用の関係が存在する技術的特徴については、技術的特徴とそれらの関係が、保護を請求する発明において達成できる技術的効果を全体的に考慮すべきである。</u></p> <p>(3) 保護を請求する発明がその分野の技術者にとって自明的であるかどうかを判断する</p> <p>.....</p>
<p>第二部分第四章</p> <p>6. 4 保護を請求する発明に対する審査</p> <p>発明に進歩性を具備するかは、保護を請求する発明を対象としているものである。そのため、発明の進歩性に対する評価は、請求項により限定された技術案に対して行わなければならない。発明において、従来技術に貢献している技術的特徴は、例えば、発明に予測できない技術的効果を挙げさせる技術的特徴、又は発明で技術偏見を克服したことを示す技術的特徴は、請求項に記載しなければならない。そうでなければ、明細書に記載があったとしても、発明の進歩性の評価時には考慮しないものとする。なお、進歩性の判断は請求項により限定された技術案全体に対し評価を行わなければならない。つまり、ある技術的特徴に進歩性を具備するかを評価するのではなく、技術案に進歩性を具備するかどうかを評価する。</p>	<p>第二部分第四章</p> <p>6. 4 保護を請求する発明に対する審査</p> <p>発明に進歩性を具備するかは、保護を請求する発明を対象としているものである。そのため、発明の進歩性に対する評価は、請求項により限定された技術案に対して行わなければならない。発明において、従来技術に貢献している技術的特徴は、例えば、発明に予測できない技術的効果を挙げさせる技術的特徴、又は発明で技術偏見を克服したことを示す技術的特徴は、請求項に記載しなければならない。そうでなければ、明細書に記載があったとしても、発明の進歩性の評価時には考慮しないものとする。なお、進歩性の判断は請求項により限定された技術案全体に対し評価を行わなければならない。つまり、ある技術的特徴に進歩性を具備するかを評価せず、技術案に進歩性を具備するかどうかを評価する。<u>ただし、請求項の中で技術的問題の解決に寄与しない技術的特徴は、請求項より限定された技術案に進歩性を具備するかどうかを評価することには影響しない。例えば、カメラに関する発明において、当該発明の実体がカメラのシャッターの改良である場合、技術的問題の解決はシャッター構造又は露光時間の制御にかかっている。出願人がカメラのレンズ、ファインダー等その他の固有部品を請求項に記載したとしても、これらの技術的特徴はカメラのシャッターの改良における技術的問題とは関係な</u></p>

	<p><u>く、従って、これらはカメラのシャッターを改良するための技術的問題の解決に寄与しない技術的特徴に属する。</u></p>
<p>第二部分第八章</p> <p>4. 2 出願書類の読解及び発明への理解</p> <p>実体審査を始めると、審査官はまず出願書類をよく閲読し、発明を的確に理解することに努めなければならない。重点としては、発明によって解決される技術的問題を把握すること、記されている技術的問題を解決するための技術案を理解すること、そして当該技術案の必要な技術的特徴のすべて、特に背景技術と区別されるような特徴を明確にすること、また、当該技術案がもたらす技術的効果を把握することなどがあげられる。さらなる審査の利便性向上のため、閲読時及び発明を理解しようとする時に、審査官は必要に応じて記録を取ってもよいとする。</p>	<p>第二部分第八章</p> <p>4. 2 出願書類の読解及び発明への理解</p> <p>実体審査を始めると、審査官はまず出願書類をよく閲読し、<u>背景技術全体の状況を十分に把握し</u>、発明を的確に理解することに努めなければならない。重点としては、発明によって解決される技術的問題を把握すること、記されている技術的問題を解決するための技術案<u>と当該技術案がもたらす技術的効果</u>を理解すること、そして当該技術案の必要な技術的特徴のすべて、特に背景技術と区別されるような特徴を明確にすること、<u>さらに背景技術に対する発明の改良を明確にすること</u>また、当該技術案がもたらす技術的効果を把握することなどがあげられる。閲読時及び発明を理解しようとする時に、審査官は必要に応じて記録を取ってもよいとする。</p>
<p>4. 10. 2. 2 審査意見通知書の正文</p> <p>出願の具体的な状況及び検索の結果に応じて、通知書の正文は以下のような方式に従って作成してもよいとする。</p> <p>……</p> <p>(4) 新規性又は進歩性を具備しないため専利権が付与される見通しのない出願の場合は、審査官は通知書の正文において、請求項ごとに新規性又は進歩性への反対意見を提示しなければならないが、まずは独立請求項についてコメントし、それから従属請求項について個々にコメントする。ただし、請求項が多数ある、或いは反対意見の理由が同一なものである場合には、従属請求項をグループに分けてからコメントしてもよいとする。最後に、明細書にも専利権を取得し得る実質的な内容がないことを指摘しなければならない。</p> <p>……</p>	<p>4. 10. 2. 2 審査意見通知書の正文</p> <p>出願の具体的な状況及び検索の結果に応じて、通知書の正文は以下のような方式に従って作成してもよいとする。</p> <p>……</p> <p>(4) 新規性又は進歩性を具備しないため専利権が付与される見通しのない出願の場合は、審査官は通知書の正文において、請求項ごとに新規性又は進歩性への反対意見を提示しなければならないが、まずは独立請求項についてコメントし、それから従属請求項について個々にコメントする。ただし、請求項が多数ある、或いは反対意見の理由が同一なものである場合には、従属請求項をグループに分けてからコメントしてもよいとする。最後に、明細書にも専利権を取得し得る実質的な内容がないことを指摘しなければならない。</p> <p>……</p> <p>審査官が審査意見通知書において引用した当分</p>

<p>審査官が審査意見通知書において引用した当分野の公知常識は、確実なものでなければならない。出願人が審査官の引用した公知常識について異議を申し立てた場合には、審査官は理由を説明するか、或いは相応の証拠を提供してこれを証明できるようにしなければならない。</p>	<p>野の公知常識は、確実なものでなければならない。出願人が審査官の引用した公知常識について異議を申し立てた場合には、審査官は<u>相応の証拠を提供してこれを証明するか、理由を説明するか、或いは理由を説明相応の証拠を提供してこれを証明できるようにしなければならない。</u><u>審査意見通知書において、審査官が請求項における技術的問題の解決に貢献した技術的特徴を公知常識として認定した場合、通常は証拠を提示して証明しなければならない。</u></p>
<p>第二部分第七章</p> <p>2. 審査用検索資料</p> <p>2.1 検索用專利文献</p> <p>発明專利出願の実体審査プロセスにおける検索は主に、検索用專利文献の中で行われる。検索用專利文献は主に、電子ファイル形式（機械検索データベースとディスク）の多国專利文献、紙形式の国際專利分類により配列される審査用検索書類及び通し番号により配列される各国の專利文献、マイクロフィルム形式の各国の專利文献を含む。</p> <p>專利局における電子ファイル形式の專利文献は主に、中国発明專利出願公開明細書、中国発明登録明細書、中国実用新案明細書、ヨーロッパ專利出願公開明細書、特許協力条約の国際專利出願公開明細書、米国專利明細書、日本專利出願公開明細書と日本実用新案明細書及び多国專利分類要約などを含む。專利局における紙形式の專利文献は主に、中国発明專利出願公開明細書、中国発明專利明細書、中国実用新案專利明細書、米国專利明細書、ヨーロッパ專利出願公開明細書、特許協力条約の国際專利出願公開明細書及び多国專利分類要約などを含む。</p>	<p>第二部分第七章</p> <p>2. 審査用検索のリソース資料</p> <p>2.1 検索用專利文献のリソース</p> <p>発明專利出願の実体審査プロセスにおける検索は主に、検索用專利文献の中で行われる。検索用專利文献は主に、電子ファイル形式（機械検索データベースとディスク）の多国專利文献、紙形式の国際專利分類により配列される審査用検索書類及び通し番号により配列される各国の專利文献、マイクロフィルム形式の各国の專利文献を含む。</p> <p>專利局における電子ファイル形式の專利文献は主に、中国発明專利出願公開明細書、中国発明登録明細書、中国実用新案明細書、ヨーロッパ專利出願公開明細書、特許協力条約の国際專利出願公開明細書、米国專利明細書、日本專利出願公開明細書と日本実用新案明細書及び多国專利分類要約などを含む。專利局における紙形式の專利文献は主に、中国発明專利出願公開明細書、中国発明專利明細書、中国実用新案專利明細書、米国專利明細書、ヨーロッパ專利出願公開明細書、特許協力条約の国際專利出願公開明細書及び多国專利分類要約などを含む。</p> <p><u>発明專利出願の実体審査プロセスにおける検索は、中国語の專利文献及び外国語の專利文献を含む、專利文献を検索すべきである。</u></p> <p><u>專利検索とサービスシステム（略称Sシステム）で提供する審査官が使用する專利文献データベー</u></p>

<p>2. 2 検索用非特許文献</p> <p>審査官は特許文献の中で検索を行うほか、検索用非特許文献も調査しなければならない。検索用非特許文献は主に、電子ファイル形式又は紙形式での国内外の科学技術関連の書籍、刊行物、索引ツール及びマニュアルなどを含む。</p>	<p><u>スには主に、中国特許要約データベース (CNABS)、世界特許要約データベース (SIPOABS)、Derwent World Patents Index (DWPI)、外国文データベース (VEN)、中国特許全文テキストコードデータベース (CNTXT)、国際特許全文テキストデータベース (WOTXT) などが含まれる。</u></p> <p>2. 2 検索用非特許文献のリソース</p> <p>審査官は特許文献の中で検索を行うほか、検索用非特許文献も調査<u>検索</u>しなければならない。<u>Sシステムやインターネットで入手した</u>検索用非特許文献は主に、電子ファイル形式又は紙形式での国内外の科学技術関連の書籍、刊行物、<u>学位論文、標準・協議、</u>索引ツール及びマニュアルなどを含む</p>
<p>5. 3 検索の技術分野の確定</p> <p>通常、審査官は出願の主題の属する技術分野において検索し、必要な際は、機能の類似する技術分野まで検索を拡大するものとする。属する技術分野は特許請求の範囲において限定された内容、特に明確に指摘された特定の機能や用途及び相応の具体的な実施例に基づき確定するものである。審査官が確定した、発明情報を表示する分類番号は、出願の主題の属する技術分野になる。機能の類似する技術分野は、出願書類に示された出願の主題として備えなければならない本質的な機能又は用途に基づき確定するものであり、単に出願の主題の名称、又は出願書類に明記された特定の機能により確定するものではない。例えば、ミキサーは、両者の備えなければならない機能であるため、茶葉ミキサーとコンクリートミキサーは機能の類似する技術に該当する。同様に、レンガ切り機とビスケット切り機も機能の類似する技術である。また、例えば、ある出願の独立請求項で一種の構造的特徴を有するケーブルクリップを限定している場合に、もしケーブルクリップの属する技術分野において関連文献が検索</p>	<p>5. 3 検索の技術分野の確定</p> <p>通常、審査官は出願の主題の属する技術分野において検索し、必要な際は、機能の類似する<u>又は応用の類似</u>する技術分野まで検索を拡大するものとする。属する技術分野は特許請求の範囲において限定された内容、特に明確に指摘された特定の機能や用途及び相応の具体的な実施例に基づき確定するものである。審査官が確定した、発明情報を表示する分類番号は、出願の主題の属する技術分野になる。機能の類似する<u>又は応用の類似する</u>技術分野は、出願書類に示された出願の主題として備えなければならない本質的な機能又は用途に基づき確定するものであり、単に出願の主題の名称、又は出願書類に明記された特定の機能<u>又は特定の応用</u>により確定するものではない。例えば、ミキサーは、両者の備えなければならない機能であるため、茶葉ミキサーとコンクリートミキサーは機能の類似する技術に該当する。同様に、レンガ切り機とビスケット切り機も機能の類似する技術である。また、例えば、ある出願の独立請求項で一種の構造的特徴を有するケーブルクリップを限定している場合に、もしケーブルクリップの属する技術分野において関連文</p>

<p>できなければ、検索範囲をパイプクリップ及びその他の類似するクリップの技術分野まで拡大しななければならない。これらのクリップはケーブルクリップと類似する本質的な機能を持っているため、出願された独立請求項に限定された構造的特徴を持つ可能性がある。つまり、拡大した検索に当たって、出願の主題の全特徴又は何らかの特徴と関わる内容を含む可能性のある文献は、全て検索しなければならない。</p>	<p>献が検索できなければ、検索範囲をパイプクリップ及びその他の類似するクリップの技術分野まで拡大しななければならない。これらのクリップはケーブルクリップと類似する本質的な機能を持っているため、出願された独立請求項に限定された構造的特徴を持つ可能性がある。つまり、拡大した検索に当たって、出願の主題の全特徴又は何らかの特徴と関わる内容を含む可能性のある文献は、全て検索しなければならない。</p>
<p>5. 4. 2 検索要素の確定</p> <p>基本的な検索要素を確定した後、検索対象技術分野の特徴に合わせて、これらの基本的な検索要素における各要素が、コンピューター検索システムの中の表現方式を確定しなければならない。例えば、キーワード、分類番号、化学構造式など。完全な検索のため、通常はキーワード、分類番号など、なるべく複数種の方式を利用して、これらの検索要素を表現する必要があり、表現方式別に検索された結果を併合した上で、当該検索要素の検索結果とする。</p> <p>キーワードを選ぶ時に、通常は対応した検索要素の各種同義又は類義上の表現方式を考慮に入れる必要がある。そして、必要な際に、関係する上位概念、下位概念及びその他の関係概念と各種の同義又は類義上の表現方式を考慮しなければならない。</p> <p>.....</p>	<p>5. 4. 2 検索要素の確定</p> <p>基本的な検索要素を確定した後、検索対象技術分野の特徴に合わせて、これらの基本的な検索要素における各要素が、コンピューター検索システムの中の表現方式を確定しなければならない。例えば、キーワード、分類番号、化学構造式など。完全な検索のため、通常はキーワード、分類番号など、なるべく複数種の方式を利用して、これらの検索要素を表現する必要があり、表現方式別に検索された結果を併合した上で、当該検索要素の検索結果とする。</p> <p>キーワードを選ぶ時に、通常は対応した検索要素の各種同義又は類義上の表現方式を考慮に入れる必要がある。そして、必要な際に、関係する上位概念、下位概念及びその他の関係概念と各種の同義又は類義上の表現方式を考慮しなければならない。</p> <p>.....</p>
<p>6. 発明専利出願についての検索</p> <p>6. 2 検索の順番</p> <p>6. 2. 1 所属技術分野における検索</p> <p>所属技術分野は出願の主題が位置する主要な技術分野である。これらの分野で検索すると、密接に関係する引用文献が見つかる可能性が最も高い。そのため、審査官はまずこのような分野の検索用専利文献の中で全面検索を行わなければ</p>	<p>6. 発明専利出願についての検索</p> <p><u>6. 2 検索プロセス</u></p> <p><u>審査官は通常、出願の特徴に基づき、初歩検索、通常検索及び拡張検索の順に検索を行い、本章第8節に述べた検索中止の条件に合致するまで検索結果を閲覧し、新規性と進歩性を判断する。</u></p> <p><u>6. 2. 1 初歩検索</u></p> <p><u>審査官は、出願人、発明者、優先権などの情報を</u></p>

ならない。例えば、発明情報を示す分類番号は×××7/1・・・(7/12優先)の場合、まずは7/16を検索し、それから7/12を検索する。その後はさらに、7/16と7/12の下における出願の主題を明らかに排除していないものに属する各サブグループを検索する必要がある。最後に、出願の主題を含む1ランク上のサブグループからメイングループまでを検索する。発明情報を示す分類番号は1つ以上ある場合に、同じ方法により、その他の分類番号の技術分野の検査用專利文献の中で検索しなければならない。

出願に関するその他の検索すべき主題は、その所属する及び関連する技術分野において類似した方法により検索を行うものとする。

6. 2. 2 機能類似の技術分野における検索

審査官は本章第6. 2. 1節に記載された検索結果に基づき、機能の類似する技術分野まで検索を拡大する必要について考慮しなければならない。必要があるものならば、機能の類似する技術分野において、本章第6. 2. 1節に記載された方法に基づき、検索を行わなければならない。

6. 2. 3 改めて技術分野を確定した後の再検索

本章第6. 2. 1節及び第6. 2. 2節における検索を介しても、引用文献が見つからない場合には、当初確定した技術分野が正しくないという可能性がある。そこで、審査官は技術分野を改めて確定し、当該技術分野に検索を行わなければならない。本章第6. 2. 1節、第6. 2. 2節及び第6. 2. 3節の検索において、検索の時間順、即ち調べる検索資料の開示時期の順位は一般的に、出願日を基準にした近い日から遠い日へと並べる。

6. 2. 4 その他の資料の検索

必要に応じて、審査官は検索用非專利文献（本章第2. 2節を参照する）において検索を行わな

利用して、出願のペテントファミリー、原出願／分割出願、出願人又は発明者が提出した、出願の主題が同一または類似する技術分野のその他の出願を検索しなければならない。また、出願の主題の新規性、進歩性に影響を及ぼす引用文献を迅速に見つけるために、語義検索を利用しても良いとする。

6. 2. 2 通常検索

通常検索とは、出願の主題の所属する技術分野で行われる検索である。

所属する技術分野は出願の主題が位置する主要な技術分野である。これらの分野で検索すると、密接に関係する引用文献が見つかる可能性が最も高い。そのため、審査官はまずこのような分野の專利文献の中で検索を行わなければならない。

出願に関するその他の検索すべき主題は、その所属する及び関連する技術分野において類似した方法により検索を行うものとする。

本節に述べた検索を通して、確定された技術分野が間違っていることが分かった場合、審査官は改めて技術分野を確定し、当該技術分野で検索しなければならない。

6. 2. 3 拡張検索

拡張検索とは、機能の類似する又は応用の類似する技術分野で行われる検索である。

例えば、ある出願の独立請求項がシリコン油圧オイルを使用した液圧印刷機を限定している。発明は運動部分の腐蝕を解決するために、シリコン液圧油を使用している。液圧印刷機の所属する技術分野の検索において引用文献が見つからなければ、運動部品の腐蝕問題が存在する一般的な油圧システムが属する分野などの機能の類似する技術分野、或いは油圧システムの特定の応用技術分野などの応用の類似する技術分野まで拡張検索を行わなければならない。

6. 3 検索の戦略

検索戦略の制定には、通常、検索システム又はデ

なければならない。また審査官は、前述第6. 2. 1 節及び第6. 2. 3 節において検索して得た引用文献 の引証書類を調べたり、検索して得た専利出願の公開明細書又は専利明細書に「引証される参考資料」欄に挙げられる関係書類を調べて良いとする。

6. 3 具体的なステップ

6. 3. 1 機械検索方式

コンピューターによる検索の時に、なるべく完全に検索を行うため、各検索要素に対して審査官は、キーワード、分類番号、化学構造式など、なるべく多くの角度から表現すべきである。例えば、Aと Bの2つの基本的な検索要素を含むある請求項について、基本的な検索構想は以下のように表示して良い。

検索要素Aに関わる分類番号とキーワードの2種類の検索結果を論理和で併合して、検索要素Aに対する検索結果とする。検索要素Bに関わる分類番号とキーワードの2種類の検索結果を論理和で併合して、検索要素Bに対する検索結果とする。それから、前記検索要素A、Bに対する検索結果を論理積で併合して、当該請求項に対する検索結果とする。

実際の検索の過程において、審査官は出願の具体的な状況に基づき、異なる組合せ方式を採用し、検索を行って良い。例えば、

(1) 要素Aに関わる分類番号と要素Bに関わるキーワードという2種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。

(2) 要素Aに関わる分類番号と要素Bに関わる分類番号という2種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。

(3) 要素Aに関わるキーワードと要素Bに関わるキーワードという2種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。

(4) 要素Aに関わるキーワードと要素Bに関

データベースの選択、基本的な検索要素の表示、検索式及び検索戦略の調整が含まれる。

検索において、審査官は、関連文献に基づき、引用文献、被引用文献、発明者、出願人に対して、更なる関連文献を見つけるために追跡検索を行っても良いものとする。

6. 3. 1 検索システム又はデータベースの選択

検索システム/データベースを選択する際、審査官は一般的に次のような要素を考慮する必要がある。

(1) 出願の主題における所属技術分野

(2) 検索が必要な文献の国と年代

(3) 検索時に使用する検索領域と検索システム/データベースの機能

(4) 出願人、発明者の特徴

6. 3. 2 基本的な検索要素の表示

基本的な検索要素には、分類番号、キーワードなどが含まれる。一般的に、出願の主題を表す基本的な要素は、分類番号を優先的に用いて表示しなければならない。

分類番号で表示する場合、通常は出願の主題の特徴や分類体系の特徴に基づき、適切な分類体系を選択する必要がある。ある分類体系を選択した後、まずは最も正確な、最も下位の分類番号を使って検索を行う。ただし、非常に関連する分類番号が同時に複数存在する場合は、一緒に検索をしても良いものとする。

キーワードを使い表示する場合、まずは、最も基本的な、最も正確なキーワードを使い、徐々に形式、意味、観点の3つの段階でキーワードの表示を完全なものにしていく。形式においては、英文における単語の異なる性質、単数複数、よくあるスペルミスなどキーワードが表示する各形式を十分に考慮しなければならない。意味においては、キーワードの各同義語、類義語、対義語、上位下位概念等を十分

わる分類番号という 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。

(5) 要素Aに関わる分類番号と要素Aに関わるキーワードという 2 種類の検索結果を論理的な「又は」という関係で併合し、その結果を要素Bに関わるキーワード又は分類番号の結果と論理的な「及び」という関係で併合する。

ある種の方式で検索しても、比較的に関わっている引用文献が見つからない場合に、採用された方式に漏れる可能性のある文献を考慮すべきである。例えば方式(1)において、漏れる可能性のある文献は少なくともA、Bのいずれに関わるキーワードを含むが、Aの分類番号の下に配られていない文献、分類番号が少なくともA、Bの分類番号のいずれか1つと同一であるが、Bに関わるキーワードを含まない文献。漏れる可能性のある文献について、検索方法を調整し、対象を絞った検索を行わなければならない。検索要素A、Bの組合せに対して、当該技術案の新規性又は進歩性を評価できる単独の文献が見つからない場合、通常は、それぞれ単独検索要素A又はBに対して検索した結果を考慮すべきである。技術案に複数の基本的な検索要素を含む場合、例えば、基本的な検索要素A、BとCについて、当該技術案の新規性又は進歩性を評価できる単独の文献が見つからない場合には、通常は基本的な検索要素の組合せを考慮すべきである。例えば、A+B、A+CとB+Cの組合せを考慮する。必要な際は、単独検索要素A、BとCを考える必要がある。

また、コンピューターによる検索中に、さらに関わる文献を見つけ出すよう、審査官は関連文献に基づき、随時に引用文献、引用された文献、考案者、出願者を対象とした追跡検索を行うことができる。

6. 3. 2 マニュアル検索方式

マニュアル方式で検索を行う時、審査官は以下

に考慮しなければならない。観点においては、明細書に記載された解決したい技術的問題、技術的效果などを十分に考慮しなければならない。

6. 3. 3 検索式の構築

審査官は、同一の基本的検索要素の異なる表示方法の構造をブロック化させ、出願の主題の特徴と検索状況と組合わせ、論理演算を用いてブロックを組み合わせて検索式を構築する。ブロックの組合わせ方法には、全要素組合わせ検索、部分的要素組合わせ検索、単独要素組合わせ検索を含む。

6. 3. 4 検索戦略の調整

審査官は通常、検索結果及び新規性、進歩性評価の予期される方向に検索戦略を調整しなければならない。

(1) 基本の検索要素の選択の調整

審査官は、把握した従来技術及び発明に対する更なる理解に基づき、基本の検索要素を変更、追加、減らす必要がある。

(2) 検索システム/データベースの調整

審査官は、ある検索システム/データベースにおいて、引用文献を得られなかった場合、使用可能な検索領域、機能、ならびに予期される引用文献の特徴に基づき、検索システム/データベースを再選択する必要がある。

(3) 基本の検索要素の表示の調整

審査官は、検索結果に応じて随時、基本の検索要素の表示を調整する必要がある。例えば、分類番号の表示を調整する場合、まずは最も正確な下位グループを使用し、徐々に上位グループ、メイングループ、小分類に至るまでを調整していく必要があり、検索結果、或いは分類表内部又はその間の関連性を利用して、新たな適切な分類番号を見つけることも可能である。キーワード表示を調整する場合、まずは最も基本的な、最も正確なキーワードを使用し、徐々に形式、意味、観点の3つの段階の表示を調整していく。

に挙げられる手順に沿って專利文献を調べて良いとする。

手順1、検索対象技術分野の審査用検索書類における專利文献の標題紙にある要約書、添付図面及び権利要求書の独立請求項の内容、日本、ロシア（旧ソ連を含む）、ドイツ（旧ドイツ連邦共和国を含む）、イギリス、フランス、スイス等国の專利分類ダイジェスト、国内外の刊行物の論文分類テーマ目録などに素早く目を通し、出願の主題に関わる可能性があるものとして初期的に判断した書類を抽出する。検索の対象出願に、具体的な構造を示す添付図面を有する場合に、審査官は出願の添付図面を審査用検索書類における書類の添付図面と逐一に照合しながら、添付図面で示された構造的特徴が出願の中の構造と同一又は類似した書類を抽出して良いとする。

手順2、手順1で抽出した書類の要約書、添付図面、請求項及び関連するダイジェストとテーマ目録の対応した書類を細心に閲読し、出願と関連している引用文献を選び出す。

手順3、手順2で選び出された書類の明細書の部分を細心に閲読し、分析・研究した上で、最後に、検索報告と審査意見通知書の正文で引用される引用文献を確定する。

~~6.2 検索の順番~~

~~6.2.1 所属技術分野における検索~~

~~所属技術分野は出願の主題が位置する主要な技術分野である。これらの分野で検索すると、密接に関係する引用文献が見つかる可能性が最も高い。そのため、審査官はまずこのような分野の検索用專利文献の中で全面検索を行わなければならない。例えば、発明情報を示す分類番号は×××7/1.....(7/12優先)の場合、まずは7/16を検索し、それから7/12を検索する。その後はさらに、7/16と7/12の下における出願の主題を明らかに排除していないものに属する各サブグループを検索する必要がある。最後に、出願の主題を含む1ランク上のサブグループからメイングループまでを検索する。発明情報を示す分類番号は1つ以上ある場合に、同じ方法により、その他の分類番号の技術分野の検索用專利文献の中で検索しなければならない。~~

~~出願に関するその他の検索すべき主題は、その所属する及び関連する技術分野において類似した方法により検索を行うものとする。~~

~~6.2.2 機能類似の技術分野における検索~~

~~審査官は本章第6.2.1節に記載された検索結果に基づき、機能の類似する技術分野まで検索を拡大する必要について考慮しなければならない。必要があるものならば、機能の類似する技術分野において、本章第6.2.1節に記載された方法に基づき、検索を行わなければならない。~~

~~6.2.3 改めて技術分野を確定した後の再検索~~

~~本章第6.2.1節及び第6.2.2節における検索を介しても、引用文献を見つからない場合には、当初確定した技術分野が正しくないという可能性がある。そこで、審査官は技術分野を改めて確定し、当該技術分野に検索を行わなければならない。~~

~~本章第6.2.1節、第6.2.2節及び第6.2.3節の検索において、検索の時間順、即ち調べ~~

る検索資料の開示時期の順位は一般的に、出願日を基準にした近い日から遠い日へと並べる。

~~6.2.4 その他の資料の検索~~

必要に応じて、審査官は検索用非専利文献（本章第2.2節を参照する）において検索を行わなければならない。

また審査官は、前述第6.2.1節及び第6.2.3節において検索して得た引用文献の引証書類を調べたり、検索して得た専利出願の公開明細書又は専利明細書に「引証される参考資料」欄に挙げられる関係書類を調べて良いとする。

~~6.3 具体的なステップ~~

~~6.3.1 機械検索方式~~

コンピューターによる検索の時に、なるべく完全に検索を行うため、各検索要素に対して審査官は、キーワード、分類番号、化学構造式など、なるべく多くの角度から表現すべきである。例えば、AとBの2つの基本的な検索要素を含むある請求項について、基本的な検索構想は以下のように表示して良い。

検索要素Aに関わる分類番号とキーワードの2種類の検索結果を論理和で併合して、検索要素Aに対する検索結果とする。検索要素Bに関わる分類番号とキーワードの2種類の検索結果を論理和で併合して、検索要素Bに対する検索結果とする。それから、前記検索要素A、Bに対する検索結果を論理積で併合して、当該請求項に対する検索結果とする。実際の検索の過程において、審査官は出願の具体的な状況に基づき、異なる組合せ方式を採用し、検索を行って良い。例えば、

（1）要素Aに関わる分類番号と要素Bに関わるキーワードという2種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。

（2）要素Aに関わる分類番号と要素Bに関わる分類番号という2種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。

—(3)要素Aに関わるキーワードと要素Bに関わるキーワードという2種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。

—(4)要素Aに関わるキーワードと要素Bに関わる分類番号という2種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。

—(5)要素Aに関わる分類番号と要素Aに関わるキーワードという2種類の検索結果を論理的な「又は」という関係で併合し、その結果を要素Bに関わるキーワード又は分類番号の結果と論理的な「及び」という関係で併合する。

ある種の方式で検索しても、比較的に関わっている引用文献が見つからない場合に、採用された方式に漏れる可能性のある文献を考慮すべきである。例えば方式(1)において、漏れる可能性のある文献は少なくともA、Bのいずれに関わるキーワードを含むが、Aの分類番号の下に配られていない文献、分類番号が少なくともA、Bの分類番号のいずれか1つと同一であるが、Bに関わるキーワードを含まない文献。漏れる可能性のある文献について、検索方法を調整し、対象を絞った検索を行わなければならない。検索要素A、Bの組合せに対して、当該技術案の新規性又は進歩性を評価できる単独の文献が見つからない場合、通常は、それぞれ単独検索要素A又はBに対して検索した結果を考慮すべきである。技術案に複数の基本的な検索要素を含む場合、例えば、基本的な検索要素A、BとCについて、当該技術案の新規性又は進歩性を評価できる単独の文献が見つからない場合には、通常は基本的な検索要素の組合せを考慮すべきである。例えば、A+B、A+CとB+Cの組合せを考慮する。必要な際は、単独検索要素A、BとCを考える必要がある。

また、コンピューターによる検索中に、さらに関わる文献を見つけ出すよう、審査官は関連文献に基づき、随時に引用文献、引用された文献、考案者、出願者を対象とした追跡検索を行うことができる。

	<p>6. 3. 2 マニュアル検索方式</p> <p>マニュアル方式で検索を行う時、審査官は以下に挙げられる手順に沿って專利文献を調べて良いとする。</p> <p>手順1、検索対象技術分野の審査用検索書類における專利文献の標題紙にある要約書、添付図面及び権利要求書の独立請求項の内容、日本、ロシア（旧ソ連を含む）、ドイツ（旧ドイツ連邦共和国を含む）、イギリス、フランス、スイス等国の專利分類ダイジェスト、国内外の刊行物の論文分類テーマ目録などに素早く目を通し、出願の主題に関わる可能性があるものとして初期的に判断した書類を抽出する。検索の対象出願に、具体的な構造を示す添付図面を有する場合に、審査官は出願の添付図面を審査用検索書類における書類の添付図面と逐一に照合しながら、添付図面で示された構造的特徴が出願の中の構造と同一又は類似した書類を抽出して良いとする。</p> <p>手順2、手順1で抽出した書類の要約書、添付図面、請求項及び関連するダイジェストとテーマ目録の対応した書類を細心に閲読し、出願と関連している引用文献を選び出す。</p> <p>手順3、手順2で選び出された書類の明細書の部分を細心に閲読し、分析・研究した上で、最後に、検索報告と審査意見通知書の正文で引用される引用文献を確定する。</p>
<p>8. 検索の中止</p> <p>8. 1 検索の限度</p> <p>……考慮の原則は検索に費やす時間、手間、コストが予期される結果と相応しいものでなければならないということである。</p>	<p>8. 検索の中止</p> <p>8. 1 検索の限度</p> <p>……考慮の原則は検索に費やす時間、手間、コストが予期される結果と相応しいものでなければならないということである。</p> <p><u>この原則の下、審査官が引用文献を得られず検索の中止を決定する場合、少なくとも最低限のデータベース内で検索を行ったものとする。最低限のデータベースとは、通常、CNABS、VEN、CNTXT、英文全文データベース、中国刊行物全文デー</u></p>

	<p><u>データベースを含まなければならない。特定分野の出願については、当該分野専用のデータベース（例えば、化学構造データベース）を含まなければならない。必要に応じて、分野の特徴に基づき、英文全文データベースの範囲を調整したり、他の非特許文献データベースを追加したりすることもできる。</u></p>
<p>第二部分第七章</p> <p>10. 検索の必要がない場合</p> <p>.....</p> <p>(4) 明細書と特許請求の範囲では当該出願の主題について明確、完全な説明を行っていないため、属する技術分野の技術者が実現できない。</p>	<p>第二部分第七章</p> <p>10. 検索の必要がない場合</p> <p>.....</p> <p>(4) 明細書と特許請求の範囲では当該出願の主題について明確、完全な説明を行っていないため、属する技術分野の技術者が実現できない。</p> <p><u>注意すべきは、出願のすべての主題が上記の場合に該当するか否かについて、審査官は必要に応じて、当該技術に関連する背景技術を適切な方法で理解し、当業者の立場に立ち判断を下す必要がある。</u></p>
<p>12. 検索レポート</p> <p>検索レポートは検索結果の記載のために、特に関連する従来技術となる書類を記載するために利用されるものである。検索レポートは専利局に規定された表を採用する。審査官は検索レポートに検索の分野、データベース及び使われる基本的な検索要素とその表現方式（例えばキーワードなど）、検索して得られた引用文献及び引用文献と出願主題と関わる度合いを明確に記載するものとし、検索レポートの表の要求に従って、ほかの各項目を完全に記入しなければならない。</p>	<p>12. 検索レポート</p> <p>検索レポートは検索結果の記載のために、特に関連する従来技術となる書類、<u>及び検索プロセスに関する検索記録情報</u>を記載するために利用されるものである。検索レポートは専利局に規定された表を採用する。審査官は検索レポートに、<u>検索したデータベース及び当該データベースで実行した検索表示式（基本の検索要素表示形式と論理演算を含む）を含む、最も近い従来技術が検索された主要な検索式、検索の分野、データベース及び使われる基本的な検索要素とその表現方式（例えばキーワードなど）</u>検索して得られた引用文献及び引用文献と出願主題と関わる度合いを<u>正確に列挙し</u>明確に記載するものとし、検索レポートの表の要求に従って、ほかの各項目を完全に記入しなければならない。</p>
<p>第二部分第八章</p> <p>4.11.1 出願に対する継続審査後の審査処理</p> <p>審査官が出願の審査を継続した後、状況によっては、出願に対して以下のような異なる処理を行</p>	<p>第二部分第八章</p> <p>4.11.1 出願に対する継続審査後の審査処理</p> <p>審査官が出願の審査を継続した後、状況によっては、出願に対して以下のような異なる処理を行ってよいとする。</p>

<p>ってよいとする。</p> <p>(1) 出願人が審査官からの意見に基づき、出願に補正を行ったことで、拒絶につながる恐れのある欠陥が解消され、補正された出願には専利権が付与される可能性が現れた場合、出願に欠陥が依然存在しているなら、審査官はこれらの欠陥の解消を再度出願人に通知しなければならない。必要な場合には、出願人との面接（本章第4. 1 2節を参照）により審査を加速させることもできる。個別の問題については、可能であれば、審査官は本章第4. 1 3節に述べた方式を利用して、電話を通じて出願人と討論してもよいとする。ただし、明らかな誤りについて審査官が職権に基づいた補正（本章第5. 2. 4. 2節、6. 2. 2節を参照）を施す場合を除き、どの方式により補正意見を提示しても、出願人から正式に提出された書面による補正書類を根拠としなければならない。</p>	<p>(1) 出願人が審査官からの意見に基づき、出願に補正を行ったことで、拒絶につながる恐れのある欠陥が解消され、補正された出願には専利権が付与される可能性が現れた場合、出願に欠陥が依然存在しているなら、審査官はこれらの欠陥の解消を再度出願人に通知しなければならない。必要な場合には、出願人との面接、<u>電話討論及びその他方法</u>で（本章第4. 1 2節及び第4. 1 3節を参照）により審査を加速させることもできる。個別の問題については、可能であれば、審査官は本章第4. 1 3節に述べた方式を利用して、電話を通じて出願人と討論してもよいとする。ただし、明らかな誤りについて審査官が職権に基づいた補正（本章第5. 2. 4. 2節、6. 2. 2節を参照）を施す場合を除き、どの方式により補正意見を提示しても、出願人から正式に提出された書面による補正書類を根拠としなければならない。</p>
<p>4. 1 2 面接</p> <p>例えば、本章第4. 1 1. 1節（1）に述べたような一部の状況においては、審査手続の加速化のために、審査官から出願人に面接の要請を出してよいとする。出願人も面接を要請してよいが、その場合、面接を経て有益となる目的を果たすと審査官が認めるなら、出願人からの面接要請に同意すべきである。その逆であれば、審査官は面接の要請を拒否してよいとする。</p> <p>4. 1 2. 1 面接の実施条件</p> <p>面接の実施条件は以下になる。</p> <p>(1) 審査官がすでに1回目の審査意見通知書を発行している、かつ</p> <p>(2) 出願人が審査意見通知書の応答と同時に、或いはその後に、面接の要請を申し立てている、若しくは審査官が案件の事情に応じて出願人に</p>	<p>4. 1 2 面接</p> <p><u>実体審査において、例えば、本章第4. 1 1. 1節（1）に述べたような一部の状況においては、審査手続の加速化のために、審査官から出願人に面接の要請を出してよいとする。出願人も面接を要請してよいが、その場合、面接を経て有益となる目的を果たすし、<u>問題を解決し、不一致を解消し、理解を深めることに役立つ場合のみ、審査官はと審査官が認めるなら、出願人からの面接要請に同意すべきである。場合によって、例えば、書面による討論、電話での討論などで、双方の意見が十分に表現され、関連事実が明らかになっている場合、その逆であれば、審査官は面接の要請を拒否してよいとする。</u></u></p> <p>4. 1 2. 1 面接の開始実施条件</p> <p>面接の実施条件は以下になる。</p> <p>(1) 審査官がすでに1回目の審査意見通知書を</p>

<p>面接を要請している。</p> <p>面接は、審査官から要請したのもでも、出願人から申し立てたものでも、予め予約しておかなければならない。面接通知書或いは電話によって予約してよいとする。面接通知書の副本及び面接の予約に関する電話記録は出願ファイルに保管しなければならない。面接通知書や面接の予約に関する電話記録の中に、審査官が確認した面接内容、時間、場所を明記しなければならない。審査官或いは出願人が面接の際に新たな書類の提示を予定しているなら、事前に相手に提出しなければならない。</p> <p>……</p>	<p>発行している、かつ</p> <p>（２）出願人が審査意見通知書の応答と同時に、或いはその後に、面接の要請を申し立てている、若しくは審査官が案件の事情に応じて出願人に面接を要請している。</p> <p>面接は、審査官から要請したのもでも、出願人から申し立てたものでも、予め予約しておかなければならない。面接通知書或いは電話によって予約してよいとする。面接通知書の副本及び面接の予約に関する電話記録は出願ファイルに保管しなければならない。面接通知書や面接の予約に関する電話記録の中に、審査官が確認した面接内容、時間、場所を明記しなければならない。審査官或いは出願人が面接の際に新たな書類の提示を予定しているなら、事前に相手に提出しなければならない。</p> <p>……</p>
<p>4. 1 3 電話での討論</p> <p>審査官は出願書類にある問題点について、電話で出願人と討論を行ってよいとするが、電話での討論は副次的かつ誤解を招くことのない形式上の欠陥に係わる問題の解決に限って適用する。審査官は電話での討論の内容を記録し、出願ファイルに保管する。電話での討論において、審査官が同意した補正内容について、出願人は通常当該補正が施された書類を正式に提出しなければならない。審査官は当該書面による補正書類を基にした審査結論を下さなければならない。</p> <p>審査官が電話での討論において同意した補正内容が、本章第5. 2. 4. 2節及び第6. 2. 2節に述べた状況に該当する場合には、これらの明らかな誤りについて審査官が職権に基づいた補正を施してよいものとする。</p>	<p>4. 1 3 電話での討論</p> <p><u>実体審査において、審査官は、出願人と発明と従来技術の理解、出願書類にある問題点等</u>について、電話で出願人と討論を行ってよいと<u>し</u>するが、電話での討論は副次的かつ誤解を招くことのない形式上の欠陥に係わる問題の解決に限って適用する。<u>テレビ会議、電子メール等の方式で出願人と討論を行っても良い。必要に応じて、審査官は電話での討論の内容を記録し、出願ファイルに保管する。</u></p> <p>電話での討論において、審査官が同意した補正内容について、<u>本章の第5. 2. 4. 2節及び第6. 2. 2節に属する場合、審査官はこれらの明らかなミス、職権によって補正することができる。審査官が職権によって補正できるもの以外で、審査官が同意した補正内容について、出願人は通常当該補正が施された書類を正式に提出する必要があるし</u>なければならない。審査官は当該書面による補正書類を基にした審査結論を下さなければならない。</p> <p>審査官が電話での討論において同意した補正内容が、本章第5. 2. 4. 2節及び第6. 2. 2節</p>

	<p>に述べた状況に該当する場合には、これらの明らかな誤りについて審査官が職権に基づいた補正を施してよいとする。</p>
<p>第二部分第一章 3. 1. 2 社会道徳に違反する発明創造 </p> <p>公序良俗に違反した発明創造に対しては専利権を付与することができない。……ヒト胚の工業又は商業目的での応用、……上述の発明創造は、公序良俗に違反したものであり、専利権を付与することができない。</p>	<p>第二部分第一章 3. 1. 2 社会道徳に違反する発明創造 </p> <p>公序良俗に違反した発明創造に対しては専利権を付与することができない。……ヒト胚の工業又は商業目的での応用、……上述の発明創造は、公序良俗に違反したものであり、専利権を付与することができない。</p> <p><u>ただし、発明創造が、体内発育を経ていない受精14日以内のヒト胚の分離又は幹細胞を得るものである場合、「社会道徳の違反」を理由に、専利権の付与を拒絶することはできない。</u></p>
<p>第二部分第十章 9. 1. 1. 1 ヒト胚性幹細胞</p> <p>ヒト胚性幹細胞とその作製方法は、専利法5条1項に規定してある専利権を付与してはならない発明に該当する。</p> <p>9. 1. 1. 2 各形成及び発育段階にある人体 ヒトの生殖細胞や受精卵、胚胎及び個体を含め、各形成・発育段階にある人体は、いずれも専利法5条1項に規定してある専利権が付与されてはならない発明に該当する。</p> <p>9. 1. 1. 3 遺伝資源の違法獲得又は利用により完成された発明創造</p>	<p>第二部分第十章 9. 1. 1. 1 ヒト胚性幹細胞 ヒト胚性幹細胞とその作製方法は、専利法5条1項に規定してある専利権を付与してはならない発明に該当する。</p> <p>9. 1. 1. 21 各形成及び発育段階にある人体 ヒトの生殖細胞や受精卵、胚胎及び個体を含め、各形成・発育段階にある人体は、いずれも専利法5条1項に規定してある専利権が付与されてはならない発明に該当する。<u>ヒト胚性幹細胞は、個々の形成及び発育段階にある人体には属しない。</u></p> <p>9. 1. 1. 32 遺伝資源の違法獲得又は利用により完成された発明創造</p>
<p>第四部分第三章 3. 3 無効宣告請求の範囲及び理由と証拠 </p> <p>(5) 請求人は、無効宣告の理由を具体的に説明しなければならない。証拠を提出している場合には、提出したすべての証拠について具体的に説明しなければならない。技術案を比較する必要の</p>	<p>第四部分第三章 3. 3 無効宣告請求の範囲及び理由と証拠 </p> <p>(5) 請求人は、無効宣告の理由を具体的に説明しなければならない。証拠を提出している場合には、提出したすべての証拠について具体的に説明しなければならない。技術案を比較する必要のある発</p>

<p>ある発明又は実用新案の専利について、係争専利及び引用文献にある関連技術案を具体的に描写し、比較分析を行わなければならない。比較する必要がある意匠専利については、係争専利及び引用文献にある関連図面又は写真によって示された物品の意匠を具体的に描写して、比較分析を行わなければならない。例えば、請求人が専利法22条3項における無効宣告の理由について、複数の引用文献を提出している場合には、無効宣告の請求対象専利と最も隣接している引用文献、そして単独比較か結合比較かとの比較方式を明記し、係争専利と引用文献にある技術案を具体的に描写し、比較分析を行わなければならない。結合させた比較であり、2つ又は2つ以上の結合方式がある場合には、具体的な結合方式を明記しなければならない。異なる独立請求項については、最も隣接している引用文献を個々に明記してもよい。</p> <p>……</p>	<p>明又は実用新案の専利について、係争専利及び引用文献にある関連技術案を具体的に描写し、比較分析を行わなければならない。比較する必要がある意匠専利については、係争専利及び引用文献にある関連図面又は写真によって示された物品の意匠を具体的に描写して、比較分析を行わなければならない。例えば、請求人が専利法22条3項における無効宣告の理由について、複数の引用文献を提出している場合には、無効宣告の請求対象専利と最も隣接している引用文献、そして単独比較か結合比較かとの比較方式を明記し、係争専利と引用文献にある技術案を具体的に描写し、比較分析を行わなければならない。結合させた比較であり、2つ又は2つ以上の結合方式がある場合には、まず具体的な最も主要な結合方式により比較分析を行わなければならない。を明記しなければならない。最も主要な組み合わせ方法が明確でない場合、第一グループの引用文献の組み合わせが最も主要な組み合わせ方式とする。異なる独立請求項については、最も隣接している引用文献を個々に明記してもよい。</p> <p>……</p>
<p>第二部分第八章 実体審査手続</p> <p>3. 出願書類の確認及び実体審査の準備</p> <p>3. 4 審査順序</p> <p>3. 4. 1 一般原則</p> <p>本章第3. 4. 2節に述べた特殊な状況を除き、受け付けた発明専利出願に対しては受け付けた順番により審査を行わなければならない。ただし、前後に受理した同種の専利出願を一緒にして同時に審査してもよい。</p> <p>第一次審査意見通知書に対して出願人が応答した後、審査官が引き続いて出願を審査する際、一般的には応答の順番により行うものとする。</p> <p>3. 4. 2 特殊処理</p> <p>以下のいくつかの状況に対して、特殊な処理をすることが可能である。</p>	<p>第二部分第八章 実体審査手続</p> <p>3. 出願書類の確認及び実体審査の準備</p> <p>3. 4 審査順序</p> <p>3. 4. 1 一般原則</p> <p>本章第3. 4. 2節に述べた特殊な状況を除き、受け付けた発明専利出願に対しては受け付けた順番により審査を行わなければならない。ただし、前後に受理した同種の専利出願を一緒にして同時に審査してもよい。</p> <p>第一次審査意見通知書に対して出願人が応答した後、審査官が引き続いて出願を審査する際、一般的には応答の順番により行うものとする。</p> <p>3. 4. 2 特殊処理</p> <p>以下のいくつかの状況に対して、特殊な処理をすることが可能である。</p>

<p>(1) 国家の利益或いは公共の利益にとって重大な意義をもつ出願は、出願人或いはその主管部門が請求を行い、専利局局長が承認した後、優先的に審査を受けることが可能となり、その後の審査手続においても優先的に扱われる。</p> <p>(2) 専利局が自ら実体審査を開始した専利出願は、優先的に処理することができる。</p> <p>(3) 原出願日を保留してある分割出願は、原出願と共に審査を行ってもよい。</p>	<p>(1) 国家の利益或いは公共の利益にとって重大な意義をもつ出願は、出願人或いはその主管部門が請求を行い、専利局局長が承認した後、優先的に審査を受けることが可能となり、その後の審査手続においても優先的に扱われる。――</p> <p>(2) 専利局が自ら実体審査を開始した専利出願は、優先的に処理することができる。――</p> <p>(3) 原出願日を保留してある分割出願は、原出願と共に審査を行ってもよい。――</p>
<p>第五部分第二章 専利に係わる費用</p>	<p>第五部分第二章 専利に係わる費用</p>
<p>7. 費用納付情報の補完</p> <p>費用を郵便局又は銀行を介して送金する際に、必要な費用納付情報に漏れがあった場合、送金当日にファックス又は電子メール等方式によって補完することができる。補完により費用納付情報が完備された場合、送金日を納付日とする。補完しても当日に完備されず、さらに補完することとなった場合、専利局で完備された費用納付情報を受け取った日を納付日とする。</p> <p>費用納付情報の補完にあたって、銀行又は郵便局の送金票のコピー、納付対象費用の出願番号（又は専利番号）及び各種費用の名称と金額を提供しなければならない。同時に、預り証受取人の氏名又は名称、住所、郵便番号等情報を提供しなければならない。費用納付情報の補完にあたって、銀行又は郵便局の送金票のコピーを提供することができない場合には、送金日、送金人の氏名又は名称、送金額、送金票番号等情報を提供しなければならない。</p>	<p>7. 費用納付情報の補完</p> <p>費用を郵便局又は銀行を介して送金する際に、必要な費用納付情報に漏れがあった場合、送金当日にファックス又は電子メール等方式によって補完することができる。――補完により費用納付情報が完備された場合、送金日を納付日とする。<u>専利局が規定する方法及び要求によって、送金当日に補完しなければならない。</u>当日に補完しても完備されず、さらに補完することとなった場合、専利局で完備された費用納付情報を受け取った日を納付日とする。</p> <p>費用納付情報の補完にあたって、銀行又は郵便局の送金票のコピー、納付対象費用の出願番号（又は専利番号）及び各種費用の名称と金額を提供しなければならない。同時に、預り証受取人の氏名又は名称、住所、郵便番号等情報を提供しなければならない。費用納付情報の補完にあたって、銀行又は郵便局の送金票のコピーを提供することができない場合には、送金日、送金人の氏名又は名称、送金額、送金票番号等情報を提供しなければならない。――</p>
<p>第五部分第七章 期限、権利の回復、中止</p>	<p>第五部分第七章 期限、権利の回復、中止、<u>審査順序</u></p> <p><u>8. 審査順序</u></p> <p><u>8. 1 一般原則</u></p> <p><u>発明、実用新案、および意匠の専利出願は、通常、出願を提出した順番に従い初歩的審査を開始しなければならない。発明専利出願については、通常、</u></p>

実体審査請求の提出された順番に従い実体審査が開始されなければならない。別途規定がある除外は除く。

8. 2 優先審査

出願人又はその主管部門の請求によって行われた、国の利益や公共の利益に対して重要な意義を有する出願は、承認されれば優先的に審査され、その後の審査過程で優先的に処理される。

ただし、同一の出願人が、同日（出願日のみを指す）に同様の発明創造、即ち実用新案又は発明専利を出願した場合、そのうちの発明専利出願については通常、優先的に審査がなされない。

8. 3 審査の延期

出願人は審査延期請求を提出することができる。発明専利の審査延期請求は、出願人が実体審査請求を提出するのと同時に提出されなければならない。ただし、発明専利出願の審査延期請求は、実体審査請求の効力が生じた日より効力が生じる。実用新案と意匠の審査延期請求は、出願人が実用新案又は意匠出願を提出するのと同時に提出されなければならない。延期期限は審査延期請求の効力が生じた日より1年、2年又は3年とする。延長期限が終了した場合、当該出願は順番に審査段階に入る。必要に応じて、専利局は、審査プロセスを自主的に開始し、出願人が提出した審査延期請求を未提出と見なすことができるものとする。

8. 4 専利局が自ら開始する場合

専利局が自主的に実体審査を開始した専利出願に対しては、優先的に処理を行っても良いものとする。